

## 第2章 空家等対策計画の基本的指針

### 1 基本理念

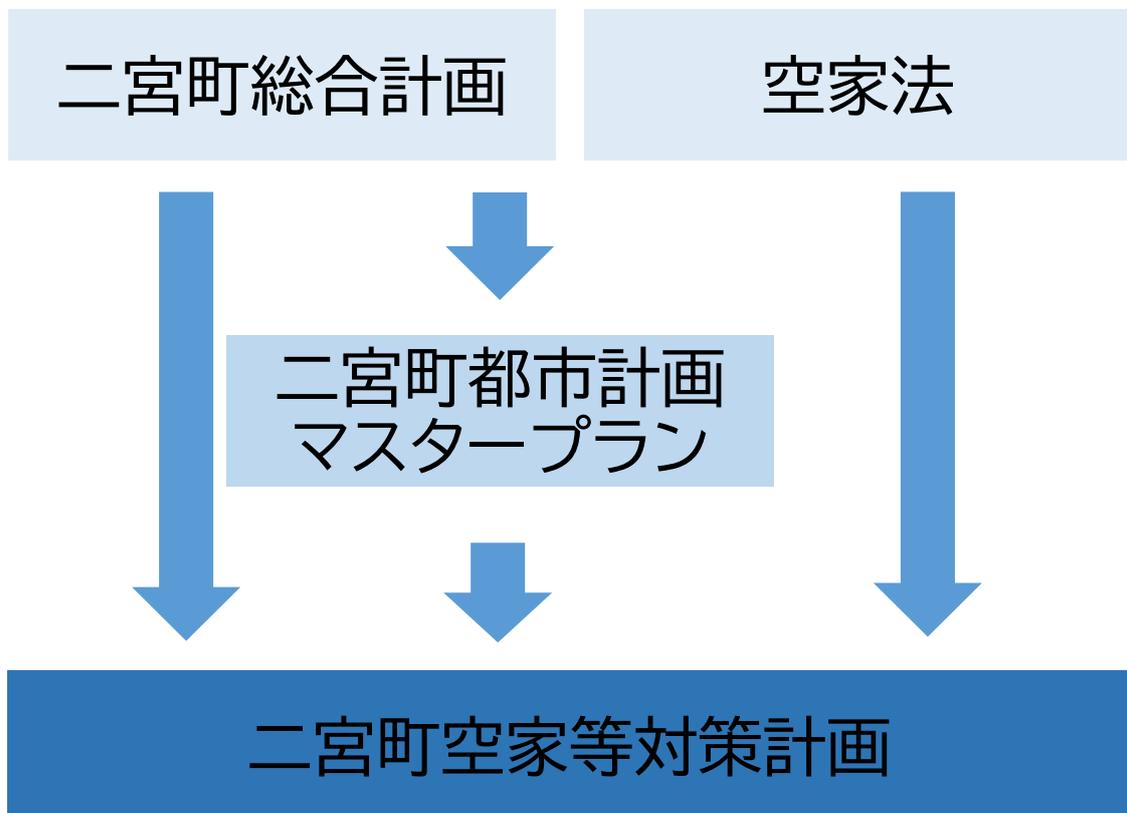
空家等の管理に関し、空家法第3条では「所有者又は管理者(以下、「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」としているものの、所有者等の経済的な事情などにより管理を十分に行うことができず、放置されたままの空家等が多数存在しています。

そこで、町は空家等の問題を所有者等の問題だけでなく、地域全体の問題と捉え、所有者等や地区住民、事業者等、町が連携して対策に取り組んでいくことを本計画の基本理念としています。

### 2 位置付け

二宮町空家等対策計画は、空家法第6条に基づく計画であり、上位計画である二宮町総合計画及び都市づくりの方針を定めた二宮町都市計画マスタープランとの整合を図ります。

【二宮町空家等対策計画の位置付け】



### 3 対象地区

平成27(2015)年度及び令和2(2020)年度に町が実施した実態調査により、町内全域に空き家が分布していることを把握しており、町内全域での空家等対策が必要であることから、計画の対象地区は町内全域とします(調査の結果については、次章参照)。

対象地区:町内全域

### 4 対象空家

空家法第2条第1項に規定する空家等のうち、一戸建て住宅(店舗等併用住宅を含む)を対象とします。

対象空家:一戸建て住宅(店舗等併用住宅を含む)

#### 【空家等の定義(空家法第2条第1項)】

この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

### 5 計画期間

本計画は、第6次二宮町総合計画との整合を図り、計画期間を令和5年度(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直します。

計画期間:5年間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

#### 二宮町空家等対策計画 計画期間

	R5(2023)	R9(2027)
二宮町総合計画	前期基本計画	
空家等対策計画	二宮町空家等対策計画	
	適宜計画の見直し	